

【安全衛生管理】建設工事における発注者責任、元請責任、下請責任と統括安全衛生管理体制

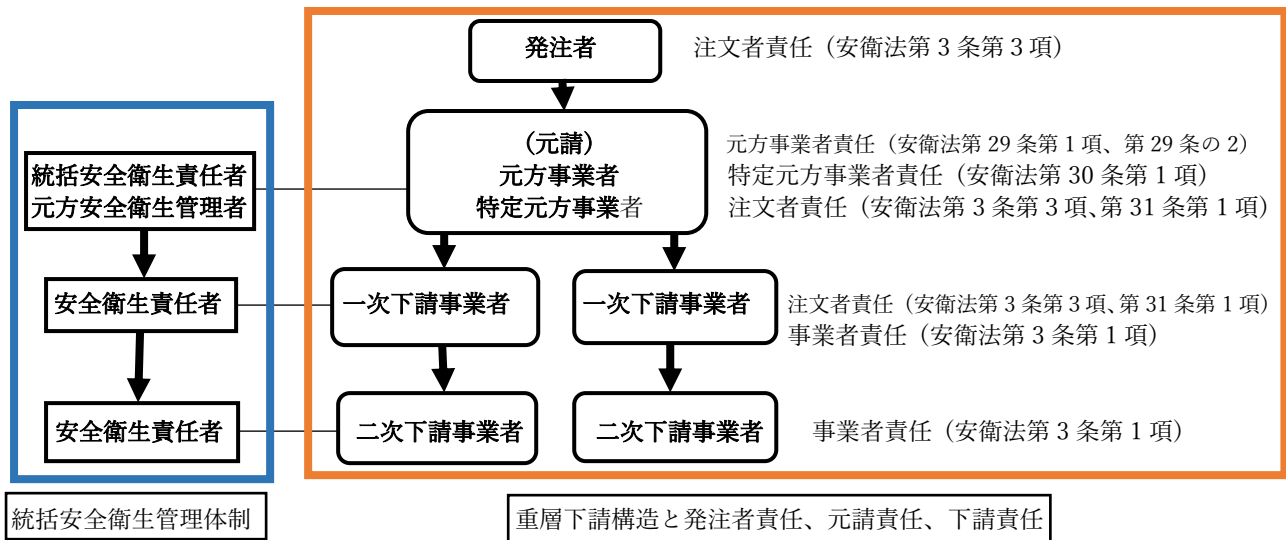
1、はじめに

建設工事は、発注者^注から元請事業者が建設工事の完成を請負い、その仕事の一部を順次、数次の下請事業者が請負う、という重層下請構造になっています。そして建設工事には会社、職種の異なる労働者が同一場所で混在して作業を行い作業内容が短期間に変化する、という特徴があります。このような安全管理上特別な配慮を必要とする建設工事の労働災害を防止するため、労働安全衛生法（以下安衛法という）では発注者、元請、下請がそれぞれ果たすべき責務を定めています。特に元請に対しては下請を含めた建設工事現場全体の安全・衛生の管理を行う統括安全衛生管理の責務を定めています。本稿では発注者、元請、下請が果たすべき責務、留意すべきこと等を述べ、建設現場の労働災害防止に役立てて頂きたいと思います。

注）発注者とは注文者のうちその仕事を他の者から請負わないで注文している者をいう：安衛法第30条第2項

2、建設工事における重層下請構造とそれぞれの事業者求められる責任及び統括安全衛生管理体制

以下に「重層下請構造と発注者責任、元請責任、下請責任」「統括安全衛生管理体制」を示します。



3、発注者に求められる責任

発注者は元請に対して注文者となるので、安衛法第3条第3項の注文者の責任が求められます。

例えば、発注者が指定した施工方法の不備、短い工期等が原因で労働災害が発生した場合には発注者の責任が問われます。

・安衛法第3条第3項：建設工事の注文者等仕事を他人に請負わせる者は、施工方法や工期等について安全で衛生的な作業の遂行を損なう恐れのある条件を附さないよう配慮しなければならない。(以下法令は要約を示す)

4、(元請) 元方事業者、特定元方事業者求められる責任

建設業の元請は、元方事業者の責任に加えて、特定元方事業者として、建設現場で労働者が混在して作業が行われることによる労働災害を防止する責任が求められます。

1) 元方事業者責任 (安衛法第29条第1項、第29条の2)

・安衛法第29条第1項：元方事業者は、関係請負人及びその労働者がこの法律に違反しないように必要な指導を行わなければならない。また、違反している時は是正の指示を行わなければならない。

・安衛法第29条の2：建設業の元方事業者は、土砂崩壊の恐れのある場所その他省令で定める場所で関係請負人の労働者が作業を行うときは、関係請負人が講ずべき危険を防止するための措置が適正に講ぜられる様に、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

2) 特定元方事業者責任 (安衛法第30条第1項)

建設業と造船業は、混在作業に起因する労働災害が多く、安衛法第15条第1項(条文省略)で特定事業と定めています。そして特定事業を行う元方事業者を特定元方事業者として、混在作業における労

働災害を防止するために統括安全衛生管理の責任を求めています。また、安衛法第 15 条第 1 項（条文省略）により建設現場の労働者数が常時政令で定める数以上の時は統括安全衛生責任者を選任し、その者に統括安全衛生管理をさせなければなりません。

•安衛法第 30 条第 1 項：特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の必要な措置を講じなければならない。①協議組織の設置・運営 ②作業間の連絡調整 ③作業場所の巡視 ④関係請負人が行う労働者の安全衛生教育の指導・援助 ⑤仕事の工程の計画及び機械、設備等の配置計画の作成

3) 注文者責任（安衛法第 3 条第 3 項、第 31 条第 1 項）

元請は下請に対しては注文者となるので、3 項で述べた安衛法第 3 条第 3 項により施工方法や工期等で安全や衛生に配慮した注文をすることが求められます。

また、特定事業の仕事を自ら行う注文者として、次の安衛法第 31 条第 1 項の責任が求められます。

•安衛法第 31 条第 1 項：特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物等（例：交流アーク溶接機、足場等）を請負人の労働者に使用させる時は、当該労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

5、下請事業者に求められる責任

建設工事現場の安全衛生管理は、元請が統括安全衛生管理を行っている、元請が一括して労災保険をかけている、等の理由で元請に任せれば良いと思っている下請事業者もいるかと思います。しかし元請には 4 項で述べた混在作業現場の労働災害を防止するために元方事業者責任、特定元方事業者責任はありますが、個々の労働者の安全を確保するのは安衛法第 3 条第 1 項により基本的にはその労働者を雇用する事業者の事業者責任となります。また、下請事業者は安衛法第 16 条第 1 項（条文省略）により元請の統括安全衛生責任者との連絡等を行なう安全衛生責任者を選任しなければなりません。

1) 事業者責任（安衛法第 3 条第 1 項）

安衛法の主たる義務を負うのは事業者で、主たる保護対象はその事業者で使用される労働者です。また安衛法第 2 条で、事業者とは「事業を行う者で労働者を使用する者」と定義されています。したがって元請が統括して安全衛生管理を行っていても、各下請事業者には、労働者を使用する事業者として安衛法を守り、それぞれ自社の労働者の安全と健康を積極的に確保する事業者責任があります。

例えば元請が設置した足場を下請の労働者が使用する場合は、元請の足場についての点検等の義務とは別に、下請事業者は、その日の作業を始める前に自社の労働者の安全を確保する為に労働安全衛生規則（以下安衛則という）第 567 条第 1 項（条文省略）により足場の手すり・中さん等の墜落防止設備の点検をしなければなりません。

•安衛法第 3 条第 1 項：事業者はこの法律の最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。

2) 注文者責任(安衛法第 3 条第 3 項、第 31 条第 1 項)

一次下請事業者は二次下請事業者に対しては注文者となるので、3 項で述べた安衛法第 3 条第 3 項の安全や衛生に配慮した注文をすることが求められます。また、建設物等を一次下請事業者が用意した場合には、4 項で述べた安衛法第 31 条第 1 項により建設物等を二次下請事業者の労働者に使用させる時の必要な措置が求められます。

例えば一次下請事業者が用意した交流アーク溶接機を墜落の危険のある高さ 2 メートル以上の場所等で二次下請事業者に使用させる時には、安衛則第 648 条（条文省略）により当該交流アーク溶接機に厚生労働大臣が定める規格に適合した自動電撃防止装置を備えなければなりません。

以上述べたように、重層下請構造のもとで混在して作業が行われる建設工事の労働災害を防止するためには、発注者、元請、下請がそれぞれに課せられた責務を正しく認識し果たすことが必要です。特に元請は建設工事現場の安全の要として統括安全衛生管理の責務をしっかりと果たしてください。